

とりざき
鳥崎川水系河川整備基本方針

平成22年7月

北 海 道

鳥崎川水系河川整備基本方針

目 次

| | |
|---|---|
| 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 | 1 |
| (1) 流域及び河川の概要 | 1 |
| (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 | 3 |
| 2. 河川の整備の基本となるべき事項 | 5 |
| (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 | 5 |
| (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 | 5 |
| (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項 | 6 |
| (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項 | 6 |
| (参考図) | |
| 鳥崎川水系流域概要図 | 7 |

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

鳥崎川は、北海道南西部に位置する茅部郡森町の南南西約 10km、標高 819m の山にその源を發し、約 5km 南流した後、大きく北へ流向を転じ上二股川、中二股川などの支流と合流し、さらに道道霞台森停車場線に沿って北流を続け、駒ヶ岳ダムを流下し、道南地方の大動脈である国道 5 号および JR 函館本線が通過している森町市街を貫流後、太平洋へと注ぐ流域面積 72.4km²、幹川流路延長 20.8km の二級河川である。

「鳥崎」の名の由来は一説によると「森のなかに祠ほくらがあって、鳥居がたくさん重なって立っており、それを崎の名としていた」ところから鳥井が崎、現在の鳥崎になったとされている。

流域の土地利用は、山地が約 98%、畑や市街地からなる平地が約 2%となっている。

流域は、下流域および中流域に漁業・農業が盛んである森町の市街地が広がっており、渡島東部地域の中核都市となっている。周辺は駒ヶ岳ダムからの導水を受け、火山性土壌に適応した多様な作物が生産されている。特に、かぼちゃの中でも高級品とされる「都みやこかぼちゃ」の国内最大の生産地となっている。上流域については、標高 400m から 800m 程度の険しい山々が連なっており、緑豊かな山林が広がっている。

また、国道 5 号から鳥崎川にそって山間部へ向かうルートは、「鳥崎溪谷」と呼ばれ、特に八つの風光明媚な景勝地は「鳥崎八景」と名付けられ、絶好のハイキングコースとなっている。

流域の地形は、標高 700m 以上の山々が連なる渡島山脈南側の北東に位置し、山岳地域と低地帯に含まれる。低地帯は、鳥崎川に沿って延びる沖積低地と鳥崎川河口に発達する段丘に分けられる。

地質は、新第三紀鮮新世の尾白内層おしろないを基盤として、第四紀更新世の段丘堆積物と完新世の沖積層から成り、平坦面との比高差が 15～25m の段丘堆積物 I と、比高差が 5～10m の段丘堆積物 II が河口付近で顕著に表れている。また、国道 5 号上流には、部分的に凝灰角礫岩及び凝灰質砂岩から成る尾白内層も分布している。

流域内の平均降水量は、約 1,000mm と北海道の平均降水量と比較して少

なく、年平均気温は、約 8℃で北海道の平均気温と同程度となっている。

源流から砂防ダムに至る上流域は、主にブナーミズナラ群落、トドマツ植林、落葉広葉樹植林が広く分布しており、源流付近ではササ群落や外国産針葉樹植林が混生し、ササーダケカンバ群落が流域周縁に分布している。大きな岩や礫が連続する河道にはフクドジョウやブラウトラウト、サクラマス（ヤマメ）などが確認されており、ヒグマ、エゾタヌキ、エゾシカ等の生息域となっている。

山間部を抜け、砂防ダムから上鳥崎橋（国道 5 号）に至る中流域は、カラマツを主体とする人工林やトチノキ、ミズナラなどの広葉樹を主体とする広葉樹林が後背地に広がっており、河岸にはオノエヤナギやエゾノキヌヤナギなどで構成されるヤナギ林やハリエンジュ林が繁茂している。鳥類では、スズメやハシボソガラスなど住宅地で主に見られる種をはじめ、ツツドリやアカゲラなど樹林性の種も確認されている。昆虫類ではトノサマバッタやベニシジミなど平地で一般的な種のほか、ヤナギルリハムシやアブラゼミなど河川環境や地域環境を特徴付ける種も確認されている。河川は勾配が急峻であるため、エルモンヒラタカゲロウやチラカゲロウ、ヘビトンボなど流水性の底生動物が多く、瀬や淵にはアメマス、カンキョウカジカ、シマウキゴリなどが確認されている。また、10月初旬になるとサケの産卵遡上を見ることができる。

市街地を貫流する下流域は、道路や住宅地が近接するため、オオヨモギ、オオイタドリ、エゾノギシギシなど住宅地で主に見られる植物が中心であるが、ハマニガナやハマニンニクなどの海浜植物も見られる。河口付近では、マルタ、シラウオ、ミミズハゼ、アシシロハゼなど汽水域を特徴付ける魚類のほか、ユリカモメやウミネコなどの海鳥類も確認されている。

鳥崎川流域内に位置する森町では昭和 50 年 8 月豪雨により、農地 0.5ha、宅地 1.0ha、家屋 7 戸が床下浸水被害を受け、また、昭和 52 年 8 月豪雨では、宅地 2.6ha 家屋 9 戸が、昭和 53 年 8 月豪雨では、宅地 1.0ha、家屋 12 戸が、昭和 54 年 8 月台風 10、11 号では、宅地 1.6ha、家屋 9 戸が、同年 10 月台風 20 号では、宅地 0.8ha、家屋 10 戸が床下浸水被害を受けている。更に平成 2 年 8 月豪雨時には、河岸近くまで水かさが増したため、急遽、水防活動を行い、難を逃れている。

これらの状況を踏まえ、鳥崎川では平成4年度より河川改修工事に着手している。

なお、本水系は過去において、高潮による被害は発生していない。

水利用としては、上流域に駒ヶ岳ダム（農業）が建設されており、耕地約1,157haの農業用水として利用されているほか、水道用水としても利用されている。

河川空間の利用としては、下流域の鳥崎橋付近において、毎年10月初旬にウライが設置され、採卵のためのサケの捕獲が行われており、遡上の観察ポイントにもなっている。鳥崎橋から上鳥崎橋までの約900m区間は、河川公園として整備されており、自然観察や散歩、憩いの場などとして利用されている。

また、上流の駒ヶ岳ダムには、「みどりとロックの広場」として、水飲み場、トイレ、炉、ステージなど各種設備が整備されており、夏場にはハイキングやキャンプ、釣りなどを楽しむ人々の姿を見ることができる。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成4年から18年の調査によると中流域におけるBODの平均値は、0.88mg/lとAA類型に相当し、概ね良好な水質となっている。

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、水害の発生状況、治水の現状、河川の利用状況、周辺の土地利用状況並びに河川環境の保全を考慮し、周辺地域の社会・経済情勢との調和や既存の利水施設などの機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図るものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、鳥崎川流域が持つ社会・経済的な重要度と道内の他河川とのバランスを図りつつ、河道の掘削などにより河積を増大させ、計画規模の洪水の安全な流下を図り、沿川地域の民家などを防御するものとする。

整備途中段階における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水に対しては、迅速な対応が可能となるよう、水防管理者等の関係機関に対し

河川情報などの確実な伝達やハザードマップ作成のための支援などを行い、関係機関や住民と連携を図りながら洪水被害の軽減に努めるものとする。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、農業用水、水道用水として水利用されている現状を踏まえ、今後とも健全な水循環の確保の観点から、利水者などの関係機関との情報交換など連携を図りながら、適正かつ合理的な水利用が図られるよう努めるものとする。また、今後、水量・水質の把握に努め、魚類などの生息する良好な水環境の保全が図られるように努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、サクラマス（ヤマメ）やアメマスなどの魚類が確認されていることから、河道の縦断的な連続性や瀬・淵など、魚などの生息環境の保全に努めるものとする。

景観については、流域の自然特性や社会特性などを踏まえ、市街地の景観と河川とが総合的に融和・調和するよう親しみやすい川づくりに努めるとともに、上流域の鳥崎八景に代表される優れた景観の保全に努める。

なお、実施にあたっては、時間の経過を考慮して、周辺の風景となじむよう施設の配置・形態・材料・色彩などの選定に努める。

河川の維持管理については、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの総合的な観点から、必要な措置を講ずるなど、適切な実施に努めるものとし、治水としての機能や環境への影響を考慮したうえで、河道内の樹木や堆積土砂の適正な管理を行うものとする。

また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川管理者と地域住民との連携、河川に対する愛護精神の育成、環境教育の推進並びに住民参加による河川管理が図られるよう努めるものとする。

なお、以上の実施にあたっては、地域住民や各分野の専門家の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努めるものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

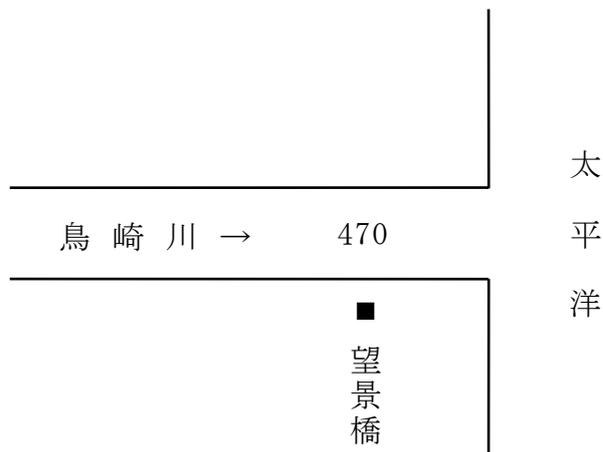
基本高水のピーク流量は、昭和50年8月、平成2年8月などの既往洪水を考慮して、望景橋^{ぼうけい}基準地点において470m³/sとし、全量を河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

| 河川名 | 基準地点 | 基本高水の ピーク流量 (m ³ /s) | 洪水調節施設 による調節流量 (m ³ /s) | 河道への 配分流量 (m ³ /s) |
|-----|------|---------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 鳥崎川 | 望景橋 | 470 | — | 470 |

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、望景橋基準地点において470m³/sとする。



■ : 基準地点

計画高水流量配分図 (単位 : m³/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

| 河川名 | 地点名 | 河口からの距離 (km) | 計画高水位 T.P. (m) | 川幅 (m) |
|-----|-----|-----------------|-------------------|-----------|
| 鳥崎川 | 望景橋 | 0.41 | 4.37 | 55 |

T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

鳥崎川水系における既得水利権としては、農業用水として約 $1.04\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として約 $0.08\text{m}^3/\text{s}$ の許可水利があるが、渇水被害を生じた事例はない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況などの調査を行い、利水の現状、動植物の保護、流水の清潔の保持などを考慮し調査検討を行ったうえで定めるものとする。

